

令和5年1月19日

各関係団体の長 様

広島県健康福祉局長
〒730-8511 広島市中区基町10-52
医療介護基盤課
薬務課

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令の公布について（通知）

このことについて、令和4年12月28日付け薬生発1228第1号により、厚生労働省医薬・生活衛生局長から別紙のとおり通知がありました。

については、貴会会員に周知してください。

担当 医療介護基盤課医療施設グループ
電話 082-513-3056（ダイヤルイン）
（担当者 安部）

担当 薬務課薬事グループ
電話 082-513-3222（ダイヤルイン）
（担当者 勝原）